

提出書類について

1 登録種目に関係なく全申請者に提出いただく書類

(1) 会社等の法人が申請する場合

書類名	説明
申請書類確認表	必要な書類がそろっているかを確認する書類です。
競争入札参加資格審査申請書	
契約実績調査票 ※任意提出書類です	直前年度及び前々年度の実績について記入してください。
履歴事項全部証明書 (コピー可)	発行日が、基準日から起算して3か月以内のものを提出してください。(基準日以降も可) ※現在事項全部証明書は不可
印鑑証明書 (コピー不可)	法務局登記官が発行した法人の代表者の印鑑証明書の原本に限ります。 発行日が、基準日から起算して3か月以内のものを提出してください。(基準日以降も可)
広島市税の納税証明書 (基準日以降に請求してください。発行日が他の証明書と異なりますので注意してください。) (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ●広島市に納税義務がある場合 「基準日の属する月の前々月末日以前に納付すべき市税について滞納の税額がない」旨の記載のあるもの ●納付すべき金額が確定していない場合 広島市内に事業所等を新設したが、法人市民税の申告期限が到来していないなどの理由により、納付すべき税額が確定していない場合は、「納付すべき確定した徴収金がない」旨の記載のあるもの ●次のすべてに該当する場合は、納税証明書が出ませんので、申立書を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①広島市内に事務所、事業所又は住所を有していない。 ②広島市内に固定資産を有していない。 ③広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではない。 <p>※広島市税の納税義務の有無について不明な場合は、広島市財政局税務部市民税課又は各区役所内の市税事務所・税務室にお問い合わせください。</p> <p>※申立書は、本法人所定の様式(本法人ホームページからダウンロードできます)を使用してください。</p>

<p>消費税および地方消費税の納税証明書（コピー可）</p>	<p>納税地を管轄する税務署長が発行した「消費税及び地方消費税について未納の税額がない」旨の納税証明書（その3・未納の税額のないこと用）。</p> <p>発行日が、基準日から起算して3か月以内のものを提出してください。（基準日以降も可）</p> <p>※「その3の3」も可。</p> <p>※納付すべき税額がない場合も、上記の納税証明書は発行されるので必ず提出してください。</p> <p>※e-Tax を利用されている方は、平日の8時半から21時までの間、e-Tax を利用して税務署に納税証明書のオンライン請求をすることができます。ただし、電子納税証明書を添付ファイルとして提出することはできませんので、文書で証明を受けてください。</p>
<p>財務諸表等（コピー可）</p>	<p>基準日の直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は株主資本等変動計算書）の写しを提出してください。</p> <p>※営業開始後の最初の決算期が到来していないため、基準日の直前の決算期の財務諸表等がない場合は、提出は不要です。ただし、売上高等は「0」として取り扱います。（格付はCとします。）</p>
<p>申立書（本店所在地用）</p>	<p>登記簿上の本店所在地と実際の本店機能を有する営業所等の所在地が異なる場合に、その理由を記入してください。</p> <p>※申立書は、本法人所定の様式（本法人ホームページからダウンロードできます）を使用してください。</p>
<p>誓約書 ※必ず提出すること</p>	<p>申請者が実印を押印し、作成してください。</p> <p>※誓約書は、本法人所定の様式（本法人ホームページからダウンロードできます）を使用してください。</p>
<p>債権者登録申請書</p>	<p>本法人が代金を支払う場合の振込先を記入してください。</p> <p>印鑑は契約書に押印する印鑑（使用印鑑）を押印してください。</p>
<p>補正書</p>	<p>所定の場所に商号又は名称と、本申請に係る担当者の氏名及び電話番号を記入してください。</p>
<p>84円切手 （審査結果通知用）</p>	<p>84円切手1枚を提出してください。</p>

（2） 個人が申請する場合

書類名	説明
<p>申請書類確認表</p>	<p>必要な書類がそろっているかを確認する書類です。</p>
<p>競争入札参加資格審査申請書</p>	

<p>契約実績調査票 ※任意提出書類です</p>	<p>直前年度及び前々年度の実績について記入してください。</p>
<p>身分証明書（コピー可）</p>	<p>本籍地の市区町村長が発行したもの。 発行日が、基準日から起算して3か月以内のものを提出してください。（基準日以降も可）</p>
<p>誓約書（個人用）</p>	<p>※誓約書（個人用）は、本法人所定の様式（本法人ホームページからダウンロードできます）を使用してください。</p>
<p>印鑑証明書（コピー不可）</p>	<p>法務局登記官が発行した法人の代表者の印鑑証明書の原本に限ります。 発行日が、基準日から起算して3か月以内のものを提出してください。（基準日以降も可）</p>
<p>広島市税の納税証明書 （基準日以降に請求してください。発行日が他の証明書と異なりますので注意してください。） （コピー可）</p>	<p>●広島市に納税義務がある場合 「基準日の属する月の前々月末日以前に納付すべき市税について滞納の税額がない」旨の記載のあるもの</p> <p>●納付すべき金額が確定していない場合 広島市内に事業所等を新設したが、法人市民税の申告期限が到来していないなどの理由により、納付すべき税額が確定していない場合は、「納付すべき確定した徴収金がない」旨の記載のあるもの</p> <p>●次のすべてに該当する場合は、納税証明書が出ませんので、申立書を提出してください。</p> <p>①広島市内に事務所、事業所又は住所を有していない。 ②広島市内に固定資産を有していない。 ③広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではない。</p> <p>※広島市税の納税義務の有無について不明な場合は、広島市財政局税務部市民税課又は各区役所内の市税事務所・税務室にお問い合わせください。</p> <p>※申立書は、本法人所定の様式（本法人ホームページからダウンロードできます）を使用してください。</p>
<p>消費税および地方消費税の納税証明書（コピー可）</p>	<p>納税地を管轄する税務署長が発行した「消費税及び地方消費税について未納の税額がない」旨の納税証明書（その3・未納の税額のないこと用）。 発行日が、基準日から起算して3か月以内のものを提出してください。（基準日以降も可） ※「その3の2」も可。 ※納付すべき税額がない場合も、上記の納税証明書は発行されるので必ず提出してください。 ※e-Tax を利用されている方は、平日の8時半から21時までの間、e-Tax を利用して税務署に納税証明書のオンライン請求をすることができます。ただし、電子納税証明書を添付ファイルとして提出することはできませんので、文書で証明を受けてください。</p>

確定申告書及び収支内訳書の写し	基準日の直前の決算期以前の2年分の確定申告書と収支内訳書の写しを提出してください。提出がない場合は、平均売上高等は「0」として取り扱います。(格付はCとします) ※確定申告書に「マイナンバー」を記載している場合は、必ず「マイナンバー」を隠してコピーしたものを提出してください。
申立書(本店所在地用)	住民票上の住所と実際の本店機能を有する営業所等の所在地が異なる場合に、その理由を記入してください。 ※申立書(本店所在地用)は、本法人所定の様式(本法人ホームページからダウンロードできます)を使用してください。
誓約書 ※必ず提出すること	申請者が実印を押印し、作成してください。 ※誓約書は、本法人所定の様式(本法人ホームページからダウンロードできます)を使用してください。
債権者登録申請書	本法人が代金を支払う場合の振込先を記入してください。 印鑑は契約書に押印する印鑑(使用印鑑)を押印してください。
補正書	所定の場所に商号又は名称と、本申請に係る担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
84円切手 (審査結果通知用)	84円切手1枚を提出してください。

(3) 中小企業等協同組合が申請する場合

会社等の法人が提出する書類に加え、以下の書類が必要となります

書類名	注意事項等
定款の写し	
組合員名簿	
役員名簿	
官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合が申請する場合に必要
官公需共同受注規約の写し	官公需適格組合が申請する場合に必要
全組合員の財務諸表等の写し	官公需適格組合が申請する場合に必要

2 登録種目により必要となる書類

	書類名	説明
1	登録証明書等の写し ※ 法人が申請する場合、代表者等の個人名で取得した許認可では受付できません。	許可、認可等を必要とする登録種目に申請する場合、又は営業を行う上で法令上許可、認可等が必要な場合に写しを提出してください。 《例》自動車分解整備事業認証、石油製品販売業届出書、毒物劇物一般販売業登録票、産業廃棄物収集運搬業許可証、クリーニング開設確認済書 等

	書類名	説明
		<p>なお、施設維持管理業務の51～55の登録種目に申請する場合は以下の証明書等の写しを提出してください。</p> <p>また、51～55の登録種目に申請する場合の以下の証明書については、広島市保健所長の事業登録を受けている場合はその証明書の写しを、それ以外はその証明書の写しを提出してください。</p> <p>51 建築物清掃 建築物清掃業登録証明書又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書</p> <p>52 建築物空気環境測定 建築物空気環境測定業登録証明書又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書</p> <p>53 建築物飲料水水質検査 建築物飲料水水質検査業登録証明書又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書</p> <p>54 建築物飲料水貯水槽清掃 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書</p> <p>55 建築物ねずみこん虫等防除 建築物ねずみこん虫等防除業登録証明書</p>
2	技術者資格免許書等の写し	<p>施設維持管理業務の「51 建築物清掃」に申請する場合に必要です。</p> <p>※免許書等の写しにより、会社に在籍する有資格者の数を確認します。</p>
3	技術者（申請者と直接かつ恒常的な雇用関係にある従業員に限り、パート・派遣・アルバイトは除く。）の雇用を証する書類の写し	<p>施設維持管理業務の「51 建築物清掃」に申請する場合に必要です。雇用を証する書類の当該技術者の健康保険証（「健康保険被保険者証」又は国民健康保険組合の「国民健康保険証」（所属している業者名が記載されているもの））の写し、加入手続き中の場合は、「社会保険被保険者資格取得届」（社会保険事務所の受付の印があるもの）の写し、「雇用保険の被保険者証」の写し又は「住民税の特別徴収の通知書」の写し（いずれも会社名と従業員の個人名が記載されていること。）を提出してください。</p> <p>※健康保険証の写しなどにより、技術者が実際に雇用されているかどうかを確認します。</p>
4	社会保険（健康保険及び厚生年金保険）への加入及び保険料の未納がないことを証する書類の写し	<p>施設維持管理業務の「51 建築物清掃」に申請する場合に必要です。</p> <p>社会保険（健康保険及び厚生年金保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書（写しでも可）等 発行日が、基準日から起算して3か月以内のものを提出してください。（基準日以降も可）</p> <p>※詳細は、ホームページの「社会保険の加入及び未納がないことについての提出書類」を参照</p>

	書類名	説明
5	労働保険（労災保険及び雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことを証する書類の写し	<p>施設維持管理業務の「5 1 建築物清掃」に申請する場合には必要です。</p> <p>労働局発行の労働保険（労災保険及び雇用保険）への加入及び保険料の未納がない（保険料を納付している）ことを証する書類の写し。（契約権限を有する事業所分を提出してください。）</p> <p>発行日が基準日から起算して3か月以内のものを提出してください。（基準日以降も可）</p> <p>※証明書発行手続きについては、当該事業所の所在地を管轄する労働局（又は当該事業所の保険料を納付している労働局）の労働保険徴収課（室）にお問い合わせください。</p> <p>※広島労働局の「労働保険加入・労働保険料等納付証明願」は別紙のとおりです。事例として参照してください。</p> <p>※加入義務がない場合は、この説明書に添付してある誓約書を提出してください。</p> <p>※誓約書の様式は本法人ホームページからダウンロードもできます。</p>